

宮崎県

漁 番 号	漁 港 名	読 み	種 別	所 在 地 (市 町 村 名)	漁 港 管 理 者	漁 業 協 同 組 合	分 区	海 岸 保 全 区 域	港 則 法 適 用	ビ ジ ター 受 入	指 定 年 月 日	区 域 変 更 年 月 日	離島・ 半島	有人国境 離島	備 考
4810010	都農	ツノ	1	児湯郡都農町	宮崎県	都 農 町		○			S26.9.7				
4810020	富田	トンダ	1	児湯郡新富町	宮崎県	新 富 町					S28.12.28	H24.7.5			
4810030	野島	ノシマ	1	宮崎市	宮崎県	宮 崎 市		○			S39.1.22				
4810040	鶯巣	オオサ	1	日南市	宮崎県	日 南 市		○			S39.1.22				
4810050	富士	フト	1	日南市	宮崎県	日 南 市		○			S39.1.22				
4810060	宮浦(鵜戸)	ミヤウラ(ウト)	1	日南市	宮崎県	日 南 市		○			S39.1.22				
4810070	鵜戸	ウド	1	日南市	宮崎県	日 南 市	2	○			S29.10.30	S40.1.12			
4810080	夫婦浦	メオトウラ	1	日南市 串間市	宮崎県	外 浦 串間市東		○			S39.1.22	H21.3.30	半島		
4810090	市木	イチキ	1	串間市(築島)	宮崎県	串間市東	2	○			S29.10.30	S38.2.14	離島 半島	国境離島	
4810110	本城	ホンジョウ	1	串間市	宮崎県	串 間 市		○			S26.9.7		半島		
4810120	福島高松	フクシマタカマツ	1	串間市	宮崎県	串 間 市		○			S28.12.28		半島		
4820010	川南	カワミナミ	2	児湯郡川南町	宮崎県	川 南 町		○			S26.9.7				
4820020	青島	アオシマ	2	宮崎市	宮崎県	宮 崎 市		○			S26.9.7	S39.1.17			
4820030	大堂津	オオトウツ	2	日南市	宮崎県	日 南 市		○			S26.9.7	H21.3.30			
4820050	南浦	ミナウラ	2	延岡市	宮崎県	延 岡 市	4	○			S29.10.30	S40.1.12			
4820060	都井	トイ	2	串間市	宮崎県	串間市東	2	○			S28.12.28		半島		
4830010	島野浦	シマノウラ	3	延岡市(島野浦島)	宮崎県	島 浦 町	2	○			S27.7.29	S61.11.17	離島		
4830020	土々呂	トロ	3	延岡市	宮崎県	延 岡 市		○	○		S28.12.28	S45.5.29			
4830030	門川	カドガワ	3	東臼杵郡門川町	宮崎県	門 川 庵 川		○			S26.9.7	H1.4.17			
4830040	油津	アブラツ	3	日南市	宮崎県	日 南 市		○	◎		S26.9.7	S.32.3.23			
4830045	目井津	メイツ	3	日南市	宮崎県	南 郷		○			S27.12.29	H21.3.30	半島		
4840010	北浦	キタウラ	4	延岡市	宮崎県	北 浦	2	○	○		S26.9.7	H18.2.20			
4840020	宮之浦	ミヤノウラ	4	串間市	宮崎県	串間市東		○			S27.7.29	H6.2.7	半島		

(注)

1. 分区欄は、分区の指定がある漁港について本港を含めた当該漁港全体の分区数を表す。
2. 海岸保全区域欄は、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
3. 港則法適用欄は、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄は、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日、名称・種別・区域変更年月日の欄は、現在の漁港の区域となった告示年月日を表す。
6. 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に 基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号) に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
7. 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。